

博物館における 社会教育活動の推進方策について

令和7年1月6日（木）

- ・博物館法改正と日本の博物館の現状
- ・今後の博物館に期待される役割
- ・国際博物館会議(ICOM)の動向

日本博物館協会
専務理事 半田 昌之

資料3

日本国憲法

昭和21(1946)年

教育基本法

昭和22(1947)年

社会教育法

昭和24(1949)年

図書館法

昭和25(1950)年

博物館法

昭和26(1951)年

文化財保護法

昭和25
(1950)年

文化芸術基本法

平成13(2001)年
平成29(2017)改正

文化観光推進法

令和2(2020)年

令和4(2022)年 改正

大きな転機を迎える博物館

－社会教育機関の枠を超えて地域文化の保存と発信の中核施設へ－

- 博物館法が制定された昭和26(1951)年以降、現在に至るまで、博物館は「社会教育施設」と位置付けられてきた。
 - ◎ 社会教育法第9条 図書館及び博物館は、社会教育のための機関とする。
2 図書館及び博物館に関し必要な事項は、別に法律をもつて定める。
 - ◎ 平成30(2018)年 文部科学省設置法の一部改正
博物館所管が文部科学省から文化庁へ移管（博物館法を含む）。
令和元(2019)年 * 文化審議会博物館部会の設置、博物館法改正
 - ◎ 博物館法改正：博物館の基本機能の充実と文化芸術政策との関連の下での博物館の機能強化
 - ◎ 博物館法第1条（目的）この法律は、社会教育法（昭和24年法律第207号）及び文化芸術基本法（平成13年法律第148号）の精神に基き、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。
- 博物館を取り巻く環境が変化する中で、博物館は社会教育だけでなく、総合的な生涯学習、文化芸術観賞、観光、地域振興など多様な役割を期待されている。

現状・課題

【現状】

- 博物館法（1951年制定、制定から約70年）
 - ・社会教育施設として、資料の
 - ①収集・保管 ②展示・教育 ③調査・研究
 - ・博物館の基本的な役割・機能を確保するため、博物館の登録・相当施設の指定を制度化
 - ・学芸員等の専門的職員の人才培养を推進
(登録博物館のメリット)
 - 固定資産税や事業所税等の非課税措置等の税制上の優遇が適用
 - 特別交付税の申請が可能
 - 登録美術品制度に基づく美術品の公開が可能
 - 美術品補償制度の利用が可能
 - 希少野生動物種の個体の譲渡し等が可能

【課題】

- 設置形態の多様化
 - ・約200館（1951年）
→ 約5,700館（2018年時点）
※約70年で30倍に増加
 - ・地方独立行政法人立（2013年）、会社立など設置形態が一層多様化
- 博物館に求められる役割・機能の多様化・高度化
 - ・デジタル技術等を活用した新しい鑑賞・体験モデルの構築
 - ・まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等の関連機関との連携（文化芸術基本法）
 - ・文化観光拠点施設、地域文化財の計画的な保存・活用（文化観光推進法、文化財保護法）

背景

2017年
文化芸術基本法
・文化芸術の範囲を拡大し、まちづくり・国際交流、観光・産業、福祉等との連携を範疇に

2018年
文科省設置法の一部改正
・博物館行政を文化庁が一括して所管

2019年
ICOM京都大会
・「文化をつなぐミュージアム」として、博物館を文化観光、まちづくり、社会包摂など社会的・地域的課題と向き合うための場として位置づけ

主な改正内容

1. 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- ・目的に文化芸術基本法の精神に基づくことを追加
- ・博物館資料のデジタル・アーカイブ化を追加
- ・他の博物館との連携、地域の多様な主体との連携・協力による文化観光など地域の活力の向上への寄与を努力義務化

2. 博物館登録制度の見直し

- ・地方公共団体、社団法人・財団法人等に限定していた設置者要件を法人類型にかかわらず登録できるように改め、地方独立行政法人立、会社立などの登録も可能に
- ・資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査
- ・都道府県等教育委員会による学識経験者の意見聴取、運営状況の定期報告、報告徴収・勧告など登録審査の手続き等の見直し

3. その他の規定の整備

- ・学芸員補の資格要件を、短期大学士を有する者で、博物館に関する科目の単位を修得した者等に
- ・国・都道府県教育委員会による研修の対象に、学芸員以外の者も含める
- ・博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）の他の博物館等との連携等を努力義務化
- ・令和5年4月1日施行（既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館等とみなす経過措置等）

改正博物館法第1条（目的）

第1条 この法律は、社会教育法(昭和24年法律第207号)及び文化芸術基本法(平成13年法律第148号)の精神に基づき、博物館の設置及び運営に関する必要な事項を定め、その健全な発達を図り、もつて国民の教育、学術及び文化の発展に寄与することを目的とする。

○博物館法の一部を改正する法律の公布について

（令和4年4月15日 文化庁次長通知）

留意事項

1 改正後の博物館法第1条（以下、単に条項のみを示す場合は、改正後の博物館法の条項を指すものとする。）に定める法の目的について、文化芸術基本法の精神に基づくことを規定した趣旨は、博物館が、その事業を通じて文化の振興を図り、もって心豊かな国民生活や活力ある社会の実現に寄与する施設であることを明確にする点にあり、博物館には、社会教育施設と文化施設との双方の役割を併せ持つ施設として活動することが求められること。

改正博物館法第2条（事業）

第3条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

- 1 実物、標本、模写、模型、文献、図表、写真、フィルム、レコード等の博物館資料を豊富に収集し、保管し、及び展示すること。
- 2 分館を設置し、又は博物館資料を当該博物館外で展示すること。
- 3 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。
- 4 一般公衆に対して、博物館資料の利用に関し必要な説明、助言、指導等を行い、又は研究室、実験室、工作室、図書室等を設置してこれを利用させること。
- 5 博物館資料に関する専門的、技術的な調査研究を行うこと。
- 6 博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究を行うこと。
- 7 博物館資料に関する案内書、解説書、目録、図録、年報、調査研究の報告書等を作成し、及び頒布すること。

- 8 博物館資料に関する講演会、講習会、映写会、研究会等を主催し、及びその開催を援助すること。
- 9 当該博物館の所在地又はその周辺にある文化財保護法(昭和25年法律第214)の適用を受ける文化財について、解説書又は目録を作成する等一般公衆の当該文化財の利用の便を図ること。
- 10 社会教育における学習の機会を利用して行つた学習の成果を活用して行う教育活動その他の活動の機会を提供し、及びその提供を奨励すること。
- 11 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。
- 12 学校、図書館、研究所、公民館等の教育、学術又は文化に関する諸施設と協力し、その活動を援助すること

(博物館の事業)

第3条 博物館は、前条第一項に規定する目的を達成するため、おおむね次に掲げる事業を行う。

1・2(略)

3 博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること。

4～10(略)

11 学芸員その他の博物館の事業に従事する人材の養成及び研修を行うこと。

留意事項

3 第3条第1項第3号に定める博物館の事業としての「博物館資料に係る電磁的記録を作成し、公開すること」については、デジタル技術を活用した博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその管理及びインターネットを通じたデジタル・アーカイブの公開、インターネットを通じた情報提供と教育や広報、交流活動の実施や展示・鑑賞体験の提供のために資料をデジタル化する取組を含むこと。

改正博物館法第3条（博物館の事業） 第2項

博物館は、前項各号に掲げる事業の充実を図るため、他の博物館、第三十一条第二項に規定する指定施設その他これらに類する施設との間において、資料の相互貸借、職員の交流、刊行物及び情報の交換その他の活動を通じ、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。。

改正博物館法第3条（博物館の事業） 第3項

博物館は、第1項各号に掲げる事業の成果を活用するとともに、地方公共団体、学校、社会教育施設その他の関係機関及び民間団体と相互に連携を図りながら協力し、当該博物館が所在する地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光（有形又は無形の文化的所産その他の文化に関する資源（以下この項において「文化資源」という。）の観覧、文化資源に関する体験活動その他の活動を通じて文化についての理解を深めることを目的とする観光をいう。）その他の活動の推進を図り、もつて地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする。

留意事項

- 6 第3条第2項において、博物館が他の博物館等と相互に連携を図りながら 協力するよう努めることとし、また、第3条第3項において、博物館が地域の多様な主体と相互に連携を図りながら協力し、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるとしているのは、令和元年に行われた**国際博物館会議が採択した「文化をつなぐミュージアム」の理念を踏まえた規定**であり、各博物館がこれらの連携・協力を通じて、多様な**地域的課題・社会的課題への対応**に取り組み、もって地域の活力の向上に寄与することを期待するものであること。
- 7 第3条第3項において「地域における教育、学術及び文化の振興、文化観光その他の活動の推進を図り、もって地域の活力の向上に寄与するよう努めるものとする」と規定するうちの ①「**その他の活動**」には、**まちづくり**、**福祉分野**における取組、**地元の産業の振興**、**国際交流等**の多様な活動を含み、②「**地域の活力の向上**」には、地域のまちづくりや産業の活性化に加え、**コミュニティの衰退や孤立化等の社会包摂**に係る課題、**人口減少・過疎化・高齢化、環境問題等**の地域が抱える**様々な課題を解決すること**を含むこと。

改正博物館法第4条（館長、学芸員その他の職員）

第四条 博物館に、館長を置く。

- 2 館長は、館務を掌理し、所属職員を監督して、博物館の任務の達成に努める。
- 3 博物館に、専門的職員として学芸員を置く。
- 4 学芸員は、博物館資料の収集、保管、展示及び調査研究その他これと関連する事業についての専門的事項をつかさどる。
- 5 博物館に、館長及び学芸員のほか、学芸員補その他の職員を置くことができる。
- 6 学芸員補は、学芸員の職務を助ける。

留意事項

- 5 また、第3条第1項第6号に定める博物館の事業としての「博物館資料の保管及び展示等に関する技術的研究」については、博物館における教育・交流活動一般に関する調査研究を含むこと。

日本の博物館を取り巻く状況

III

★博物館の運営形態の多様化

- 国の行財政改革の博物館政策への影響 (予算・人員の削減、組織統合 etc.)
- バブル崩壊、リーマンショック等 経済情勢の影響

- 国立博物館の独立行政法人化 (平成13(2001)年～)
- 公立博物館への指定管理者制度の導入 (平成15(2003)年～)
- 公益法人改革による私立博物館の再編 (平成12(2000)年～)
- 地方独立行政法人による公立博物館運営 (平成26(2014)～)

★博物館の社会的役割の多様化

- 観光、地域振興、地域課題への対応、SDG's など

日本の博物館の設置者類型

～多様な設置者、多様な運営形態～

国	都道府県	市町村	組合	法人	その他
<ul style="list-style-type: none">・直営・独立行政法人・運営委託	<ul style="list-style-type: none">・直営・地方独立行政法人・指定管理者<ul style="list-style-type: none">* 地方自治体* 地縁による団体（自治会・町内会等）* 法人（一般社団・財団法人* 会社* NPO法人* その他	<ul style="list-style-type: none">・直営・指定管理者<ul style="list-style-type: none">* 地方自治体* 地縁による団体（自治会・町内会等）* 法人（一般社団・財団法人、<ul style="list-style-type: none">* 会社* NPO法人* その他	<ul style="list-style-type: none">・直営・指定管理者<ul style="list-style-type: none">* 地方自治体* 地縁による団体（自治会・町内会等）* 法人（一般社団・財団法人、<ul style="list-style-type: none">* 会社* NPO法人* その他	<ul style="list-style-type: none">・一般社団法人・一般財団法人・公益社団法人・公益財団法人・宗教法人・学校法人	<ul style="list-style-type: none">・会社・個人

日本の博物館の法律上の類型と博物館数

- ・登録博物館（博物館法第2章第11条～第22条）
- ・博物館指定施設（博物館法第5章第31条）
- ・博物館類似施設（博物館法による登録・指定以外の施設の通称）

設置者 類型	国立	都道府県	市町村	組合	法人	その他	合計
登録	—	131	517	2	311	8	969
指定	36(独法1)	45	130	2	41(地独2)	121	375
類似	202	241	3355	—	311	313	4422
合計	238	417	4002	4	663	442	5766

(令和6年度 社会教育調査中間報告 文部科学省)

日本の博物館の館種別の博物館数 (総博物館数: 5766)

	歴史	美術	科学	総合	植物園	野外	動物園	水族館	動植物園
登録 969	359	367	70	136	6	11	6	14	—
指定施設 375	136	102	38	25	7	6	29	25	7
類似施設 4,422	2834	593	345	335	91	103	58	46	17
計 (館種構成比) (登録構成比)	3329 57.7% 14.9%	1062 18.4% 44.7%	453 7.8% 23.9%	496 8.6% 32.4%	104 1.8% 12.5%	120 2.1% 14.2%	93 1.6% 37.7%	85 1.5% 45.9%	24 0.4% 29.1%

(令和6年度 社会教育調査中間報告 文部科学省)

日本の博物館の典型的な姿

(参考資料：令和元年度 日本の博物館総合調査研究報告書 日本博物館協会)

・ 開館からの年数	30年
・ 敷地総面積	4,075m ²
・ 建物延べ床面積	1,337m ²
・ 常勤職員数	3人
・ 非常勤職員数	1人
・ 学芸員資格保有者常勤職員数	1人
・ 資料（人文系資料）	2,778点
・ 資料（自然系資料）	500件
・ 開館日数	300～324日
・ 入館者数	5,000人未満（平均値は7万人強）

典型的な姿の背景に見える博物館の現状

(参考資料: 令和元年度 日本の博物館総合調査研究報告書 日本博物館協会)

- ・ 指定管理者制度を導入する公立博物館は増加傾向にあるが約3割
- ・ 常勤職員の減少、非常勤職員の増加傾向が続いている
- ・ 運営予算、資料購入予算の減少傾向は続いているが、維持や増加に転じる施設も見られる
- ・ 入館者5.000人未満の割合が最も多い傾向は変わらない

(5千以下: 25.7% 5千~1万: 14.2% 1~3万: 22.9% 5~10万: 8.8% 30万以上: 16.8%)

- ・ 施設、設備の老朽化に苦しむ館が増えている
- ・ 活動の力点が「収集保存活動」から「教育普及活動」に移る傾向がある

第1位: 展示 (64.3%) 2: 教育普及 (18.0%) 3: 収集保存(8.1%)
4: 調査研究 (6.8%)

● 厳しい運営環境の中で成果をあげている各博物館の取組み。

- 教育普及活動、利用者ニーズに即した活動の展開
- 地域課題への対応 等

・ 現場が感じている運営上の課題

- 最も多くの博物館が感じる課題は「外国人向け対応が不足」：84.5%
- 「情報のデジタル化の遅れ」を感じている博物館：73.9%
- 収蔵庫に資料が満杯か溢れている博物館：73.2%
- 「職員が不足」と感じている博物館：73.2%
- 「調査研究が進んでいない」と感じている博物館：72.3%
- 「必要な資料整理が進まない」と感じている博物館：70.9%
- 資料購入のための予算が無い博物館：60.5%（100万円未満：22.5%）

・ 現場が感じている博物館界全体の課題

- 国や地方公共団体の博物館振興策が十分ではない：72.7%
- 市民、国民が博物館を支援する体制ができていない：70.9%
- 日本の博物館界と博物館開界以外の連携・協力が不十分：64.5%
- 職員の能力開発が十分でない：62.1%
- 日本の博物館の国際化が進んでいない：60.0%

⇒ 現場は課題多き中で知恵を出しながら前向きに頑張っている。

- ・他機関との連携状況

- 国内博物館で60%、国外の博物館は6%
- 図書館は市(区)町村で28.4%、都道府県立て9.8%
- 公民館は14.3%
- 生涯学習系団体、サークル、観光施設との連携は50%を超す
- 医療・福祉等の異分野行政との連携は今後の課題

令和元年度博物館総合調査

<https://www.j-muse.or.jp/02program/pdf/R2sougoutyousa.pdf>

令和6年度文部科学省社会教育調査（中間報告）

<https://www.e-stat.go.jp/stat-search/files?page=1&toukei=00400004&tstat=000001017254&tclass1=000001230866>

これからの博物館に求められる役割と機能

文化審議会答申「博物館法制度の今後の在り方について」(2021年12月)

「守り、受け継ぐ」

: 収集・保管

「わかつち合う」

: 調査研究・情報発信

「育む」

: 教育・愉しむ・創る

「つなぐ、向き合う」

: 連携・課題解決

「営む」

: 組織・財源・人材

博物館の基本的な姿

→博物館法

◎2015年の博物館に関するユネスコ勧告

ミュージアムの定義 「社会とその発展に奉仕する非営利の恒久的な施設で、
公衆に開かれており、教育と研究と娯楽を目的として人類と環境に関する有形無
形の遺産を収集し、保存し、調査し、伝達し、展示するもの」

◎2022年のICOMプラハ大会で採択された新定義 (確定訳; ICOM日本委員会)

「博物館は、有形及び無形の遺産を研究、収集、保存、解釈、展示する、社会のための非営利の常設機関である。博物館は一般に公開され、誰もが利用でき、包摂的であって、多様性と持続可能性を育む。倫理的かつ専門性をもってコミュニケーションを図り、コミュニティの参加とともに博物館は活動し、教育、愉しみ、省察と知識共有のための様々な経験を提供する。」



ICOM倫理規程の改訂が進行中 (4月末にconsultation 4が終了)
2026年6月のICOM総会で提案予定



- ・博物館に関する国際勧告「ミュージアムとコレクションの保存活用、その多様性と社会における役割に関する勧告」（2015年 ユネスコ）
- ・博物館の「経済およびクオリティ・オブ・ライフとミュージアムの関係」
- ・ 14. 加盟各国は、ミュージアムが社会において経済的な役割を演じうことや、収入を生む活動に貢献しうることを認識すべきである。加えて、ミュージアムは、観光経済に関して、所在地周辺の地域社会や地方のクオリティ・オブ・ライフに貢献するような生産的な事業を行っている。より一般的には、ミュージアムはさらに、社会的弱者の社会的包摂を増進することもできる。
- ・ 15. 収入源を多様化し、持続性を高めることを目的として、多くのミュージアムは、自ら進んで、あるいは必要に迫られて、収入を生み出す活動を増やしてきている。加盟各国は、ミュージアムの主要機能を損ねてまで、収入の創出に高い優先度を与るべきではない。**加盟各国は、ミュージアムの主要機能は、社会にとって何よりも重要なものですり、単なる財政的価値には換算しえないことを認識すべきである。**

これからの博物館に求められる考慮すべき方向性

